今月の表紙

　古川地域の三上京子さんは、親戚とともに、正月飾りを手作りし販売しています。先代から毎年作成し、現在は京子さんが仕事の合間に作成しています。作業は仕事が終わってから始めるため、深夜にまで及ぶそうです。しめ縄飾りに使用する縄は、専門の職人に依頼し、稲穂がまだ青々としているうちに刈り取り、編み込みますが、後継者不足のため、いずれ職人がいなくなると言われています。正月飾りは、神社で清めた後、古川七日町のリストランテの店先で毎年12月22日から31日までの10日間のみ販売しています。

　三上さんは、「正月にしめ縄を飾る理由やいわれ、神棚の飾り方など、皆さんにもっと知ってもらいたい。」と話します。皆さんの地域や自宅で普段準備する正月飾り。準備するとともに、由来や意味を調べてみるのも面白いかもしれませんね。

**大崎市公式SNS**

**発信しています！**

市公式SNS（、）では、観光やイベント情報など、さまざまな最新情報を発信しています！

QRコードから、登録をお願いします。

Twitter　@osaki\_city

Facebook

問い合わせ 秘書広報課広報広聴担当 電話番号23-5023

広報おおさき1月号2022 No.190

目次

2　　　新春対談

6 　新型コロナウイルス感染症関連情報

8 所得税・市県民税の申告相談

12 Osaki Culture

13　　 オオサキプレイガイド

14　　　くらしの情報

大崎市地域公共交通計画および都市・地域総合交通戦略（中間案）への意見を募集しますほか

24　　　子育て支援情報

25　　　育児相談・乳幼児健診

26　　　相談コーナー

27　　　休日救急当番医　ほか

28　　　小・中学生平和作文コンクールの入賞者を表彰しました

パタ崎さんの食育コラム

その9　大崎耕土のごっつぉうを紹介するよ！

問い合わせ 世界農業遺産推進課 電話番号23-2281

あけましておめでとう！今年もよろしくね。

　冬といえばお餅！

　お餅を一番食べるのは冬やお正月だけど、大崎耕土は冬以外でも「ごっつぉう（ごちそう）」としてお祭りやお祝いごと、おもてなしの行事食で宮城県内でもお餅をよく食べる地域なんだよ。

　お餅のもととなるもち米は粘り気があり、ゆっくりと消化され、腹持ちが良いので間食防止や食べ過ぎ防止につながるんだ。

　喉に詰まらないようによくかんでから食べるようにしようね。

　大崎耕土の伝統食であるお餅を、生活の中に取り入れてみよう！

　写真：大崎耕土のごっつぉう（ごちそう）もち料理

オオサキワンダーミュージアム　人と大自然の青空博物館

vol.21　食べるフィールドミュージアムモニターツアーを実施しました！

問い合わせ 世界農業遺産推進課自然共生推進担当電話番号23-2281

写真：上伊場野里芋の収穫

写真：小瀬菜大根収穫後の記念撮影

写真：酒蔵の見学

写真：鬼首の雄大な自然の中で鬼首菜弁当のランチ

　大崎地域世界農業遺産推進協議会では、世界農業遺産「大崎耕土」の地域資源を活かしたツーリズム商品の販売に向けたモニターツアー「食農体験レストラン」と「農泊湯治」を実施しました。

　10月に3回開催した「食農体験レストラン」では、伝統野菜の「」、「」、「」の収穫体験を行い、それぞれの伝統野菜をふんだんに使用した特製弁当を味わい、大崎耕土の恵みや食文化を堪能しました。

　また、11月に2回開催した「農泊湯治」では、酒蔵見学や蕪栗沼でのマガンのねぐら入り見学、見学、農業体験を行い、大崎耕土の暮らしに触れるツアーとなりました。

　皆さんには、ツアーを通して大崎耕土の食と農を体験していただくとともに、人や自然と触れ合い、大崎耕土を体感していただきました。

　今後、世界農業遺産「大崎耕土」の魅力を伝えられるツアーとするため、さらなる改良を進めていきます。

ツアーなどの取り組みはで発信していますので、ぜひ見てください。

**子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）を支給します**

令和3年11月19日の閣議決定を受けて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。

市から令和3年9月分の児童手当を受けている人には、令和3年12月27日㈪に支給しています。なお、申請が必要な人は、受け付け後、審査が終了した人から指定口座に随時振り込みますので、早めに申請してください。

また、先行給付以外の5万円給付については、詳細が決まり次第、広報おおさきまたは市ウェブサイトでお知らせします。

※対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い人に支給します。（児童手当受給者など）特例給付の支給を受けている人、または特例給付同等の所得が見込まれる人は対象になりません。令和3年度現況届を提出していない人は、支給の対象となりませんので、速やかに提出してください。

■対象児童　❶令和3年9月分の児童手当を受けている児童❷令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）❸令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（申請不要）

■支給額　対象児童1人当たり5万円（先行給付分）

■申請が必要な人

❖高校生を養育する保護者

❖勤務先から児童手当を受けている公務員

申請書を郵送しますので、期限までに子育て支援課（989-6188古川七日町1-1）に郵送するか、子育て支援課または、各総合支所市民福祉課に持参してください。

■申請期限　2月28日㈪（郵送の場合当日消印有効）